

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 山下 守
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社及び連結子会社を含む当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任は代表取締役執行役員社長の山下守が有しており、財務報告の信頼性を確保する目的のため、企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、整備及び運用しており、その有効性を自ら評価し、その結果を報告するものである。

内部統制は、その各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるが、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合があること、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合があること、整備及び運用に際しては費用と便益との比較衡量が求められること、不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることがあることのような固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

### a. 基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行っている。

### b. 評価基準

評価に当たっては、一般に公正妥当と認められた「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会平成19年2月15日）に準拠した評価の基準に基づいている。

### c. 評価手続の概要

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）について、各事業拠点に対する「質問書」に基づき連結子会社を含む回答の内容を確認し、全社的な会計方針及び財務方針、組織の構築及び運用等に関する経営判断、経営レベルにおける意思決定のプロセス等の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。

業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制（業務プロセスに係る内部統制）においては、選定した評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、整備状況は、ウォークスルーにより内部統制の基本的要素が機能していることを確認し、運用状況は、サンプリング等による運用テストを行い、その整備及び運用状況を評価している。

これらの整備及び運用の評価結果に基づき、取締役会の下部組織の「内部統制委員会」において監査部からその結果説明がなされ、執行役員による内容確認と評価の妥当性の確認の審議を行った上、内部統制の有効性に関する評価を行っている。

### d. 評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定している。

全社的な内部統制の評価及び決算・財務報告に係る業務プロセスの全社的な内部統制に準じるものについては、当社及び連結子会社を対象として評価を行っている。その結果を踏まえて、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスの評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の決定については、重要な事業拠点を当社及び連結子会社の前年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の80%以上に達する3事業拠点を選定し、評価の対象とした。この重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び、たな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としている。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらずそれ以外の事業拠点について、金額的重要性から各事業拠点の前年度及び当年度見込の連結財務諸表に表示される総資産の勘定科目（土地を除く）ごとに金額が高い拠点から合算して、その額が80%以上となる勘定科目を抽出し、当社グループの事業活動を構成する事業や業務、財務報告の基礎となる取引や事象及び重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る主要な業務プロセスを質的重要性から検討し、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスを個別に評価対象に追加し評価範囲としている。

### 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、基準日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断している。

### 4【付記事項】

決算日以降、内部統制報告書の提出日までに財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象は発生していない。

### 5【特記事項】

特記すべき事項は無い。